

ついて申し出を行っております。具体的に何月何日にどういう運動を行ったかということになりますと、福生市単独ではなかなかこれというものはございませんが、全国市長会においては、自治省にこの件の申し入れを行いました。先日も自治省から次官通達をもちまして各関係省庁に通知を出した中におきまして、超過負担を解消するよう努力されたいという要望が入っております。

具体的ということになりますと、細かいものがございませんが、以上のような状態でございます。

次に、冗費の節約でございます。

これも一番重要なことは、職員一人一人の心構えというのが重要な問題でございます。したがって、これは市長の持論でもございますが、日本は非常に資源が少ない国である。したがって資源を大切にしなければならぬということとを常に言っております。これはわれわれ庁議の席あるいは職員が集まった席で絶えず市長の口から出ているところでございまして、われわれもそのことを肝に銘じまして、節約に努力いたしてあ

ますが、なかなかこれも具体的に数字を挙げてどうこうということまでまいりません。

先日も国の方の措置として省エネルギー対策というものがございましたが、私もこれを受けまして、総務部長名をもちまして各担当部課にガソリン等の節約の要望をしたわけですが、この結果がどうかわかりませんが、先日統計をとりましたところでは、最近の六月、七月、八月を昨年と比較いたしますと、その使用量また走行距離等はやや減っております。まして七%の減少を来しております。特に、市のバス等につきましては、先日の一般質問等もございしますので、厳しく使用についてチェックをしております。これは前年度比較いたしますと四割あるいは五割くらいまで使用率が減っております。

それから事務事業の見直しでございしますが、これは昨年来検討いたしております。窓口事務の電算化につきまして、本年度具体的に取り組むをいたしました。現在住民登録事務等については電算化をいたしております。これによって相当程度能率化、あるいは促進化ができた

のではないかと判断しております。

人員等の抑制については、これも現時点におきます地方公共団体の至
上命令でございまして、人件費の節減あるいは人員削減については大変
努力いたしておりますが、発展しつつあります福生市の現状、あるいは
また各種施設の増設等に関連いたしまして、なかなか抑制の効果が出
ておりませんけれども、個々の事務につきましましてはかなり制約をいたして
おります。新設される、たとえば図書館あるいは下水道事業という
ものにつきましては増員もやむを得ないと考えておりますが、その他の
部所につきましては、できるだけ抑制をいたしております。

以上、大変雑駁でございしますが、また抽象的でございしますが、補足答弁
といたします。

○助役（篠崎俊夫君） 松から土地開発公社の関係についてお答えを申し上げた
と思います。

第一番の未払金の取り扱いについてを私からお話し申し上げまして、二、三、
四につきましましては、土地開発公社の事務局長である森田 武課長からお

答えを申し上げるようにしたいと思います。

未払金の取り扱いについてでございしますが、公社の会計経理は非常にやや
こしゅうございまして、会計経理の方法といたしましては現金主義と発生主
義の二つあるわけでございます。現金主義と申しますのは、現金を収入支
出したときをもって収入支出とみなすという方式でございまして、これは官
公庁の会計はそれをやっておるわけでございます。発生主義というのがこ
ざいますが、発生主義と申しますのは、債権債務が発生した日をもって
収入支出した日とするということでございます。したがしまして、現金が動
きませんでも債権債務が発生しますと、そこで収入支出の日が決まる
という方式でございしますが、普通の民間会社はこれをやっております。

そこで、土地開発公社の会計経理の方法を勉強してみますと、大変ややこ
しゅうございまして、公社の予算につきましましては官公署と同じように現金主
義をとれということに相なっております。それから決算とその他財務諸表
のつくり方については、民間企業と同じように発生主義によるということに
なっております。したがしまして、土地開発公社の会計経理はもちろん複

式簿記でございます。

それで未払金六百十二万六千九百十五円についての御質問でございますが、この未払金と申しますのは、アサノボールの土地を御承知のとおり買収したわけにございしますが、昭和五十三年七月五日に契約いたしました時点ではともかく土地の台帳面積で払うと、それで実測した後で残金を払うということになっております。したがって、さしむき五十三年七月十四日に台帳面積で土地の代金を支払いました。それから実測をいたしましたのが十一月の下旬でございます。それで実測の後、すぐアサノボール株式会社と売買契約変更の契約をいたしました。その契約を締結いたしましたのは十一月二十七日でございますが、その実測の結果、相当の繰延びがございまして、九千百十二万六千九百十五円をさらに支払わなければならぬことがわかったわけにございます。そこで二つの二月二十四日に、そのうちの六千五百万円を支払う。それから五十三年度末の五十四年三月三十一日に二千万円を支払う。それから残金に六百十二万六千九百十五円が出るわけですが、これは細かいことになりますが、隣に国有地がございまして、

で、この境界変更を形式的にも国の執行官が来て確認はいたしましたのでございしますが、その後、国の方の事務手続がございまして、実際には昭和五十四年五月七日にその事務手続が終わりまして、八月二十七日に登記所の方の境界変更登記の手続が終わってわけにございます。だから現在ではもうこの六百十二万六千九百十五円をアサノボールへ支払い得る段階には至っておりますわけにございます。

そこで、この六百十二万六千九百十五円がどういうふうな会計経理の分であるかと申しますと、もちろん公社の会計は複式簿記でございますので、借り方—払い出しといたしましては、五十三年度はどういう手続をしたかと申しますと、予算科目は支出で一款、事業費、第一項、土地取得費でございします。それから勘定科目は、款が資産、項が流動資産、目が土地でございします。これで借り方は六百十二万六千九百十五円の伝票を切り、今度は受け入れの貸し方といたしましては、勘定科目といたしましては、款が負債、項が流動負債、目が未払金となっております。それで予算科目はもちろん受け入れの方の貸し方にはないわけにございます。それ

で五十三年度の経理を終わつておるわけでございます。したがいまして、これから五十四年度支出となりますと、予算の方では官庁会計と同じ方式でやれということになっておりますので、当初予算には未払金の支出の予算がございませんで、これから公社の理事会を開きまして、補正予算を組まなければならぬわけでございます。それで支出の予算科目といったしましては、支出で一款が事業費であり、三項に前年度未払金という科目を立てる。勘定科目といたしましては、借り方は前年度から引き継いでいる款、負債、項、流動負債、目、未払金というものがございしますので、今度は受け入れの貸し方の方には、勘定科目といたしましては款が現金、項も現金、目も現金ということに支出いたしましたので、それで会計経理を終るわけでございます。当初予算に六百十二万六千九百十五円を理想的には計上しておくべきであつたかと思ひますが、その点は今後十分注意するようにいたします。

それから冒頭に申し上げましたように、二、三、四については森田課長からお答えを申し上げます。

○管財課長（森田 武君） 土地開発公社の二番、三番、四番のことにつきまして御説明申し上げます。

まず、初めの二番の工事契約について、これは五十四年度の御質問でございしますが、五十三年度の続きがございしますので、五十三年度を簡単に御説明申し上げます。

五十三年度の公社の事業としては、先ほど助役がおっしゃいましたとおり用地の買収の件と、用地の上にごさしました工場の撤去の費用が五十三年度の費用でございまして、決算によりますと七億二千六百六万六千円、これが用地の買収費と工場の撤去費用となっております。五十四年度の事業の土地の造成は四千百八十五万円というふうなことで計上してございますが、この契約方法でございしますが、契約の相手方は三社に分かれております。その一社が工場の敷地の上を全面積にわたしまして三十センチの覆土をするということ、これはアサノホール株式会社と委託契約をしてございます。それからもう一つは、その土地の中に水路がございしますが、水路のつけかえ工事を飛島建設と契約をしてございます。それからもう一件が、それらに要する設計

費で、三社で契約をしております。契約の方法としては、アサノホールにつきましては土地の売買契約の中で更地にするということになっておりますので、随竟契約を結んでおります。それから飛島建設も撤去工事をしたのは飛島でございますので、関連性がありますので、これも同じく随契でございます。それから設計についても同じく随契の方法をとっております。

工事の内容でございますが、先ほど申し上げましたように全面積にわたりました三十センチの覆土、それから水路のつけかえ工事につきましては延長百二十九メートルの間をカルバートでもって結んで、上を覆土をいたしました。一見、水路がないような形となっております。

それから工事の工事費が、ほかの市がやっております工事と比べて適正かどうかというふうな御質問でございましたが、これにつきましては新都市建設公社から設計が上がってきた内容は、建設部の都市計画課でチェックしてもらい、内容を確認してございますので、この工事費について適正だと思っております。

続きまして二番の土地買却と購入費、これは確かに予算書を見ますと、買う方が七万円、売る方が六万円というような数字でございますが、これは支出の土地を取得する方から申し上げますと、第八小学校用地費一万三千六百三十九平方メートルですが、この用地費の内訳は、土地取得費と補償費の二つに分かれておりまして、土地の方は一平方メートル当たり六万三百円で、補償費が全体をひくろめまして一億三千四百五十四万九千円、それから土地の方は八億二千五十九万三千円、合計いたしました先ほどの数字と相なります。

それで、この土地に準拠しております関係者の皆さんの代替地としては、ここにありますように二千四百四十六平方メートルだけは用意してあるわけでございます。この場所といたしましては、主に多摩河原区画整理地内を予定しております。それと数カ所武蔵野台の方にもございますが、一応そのような形で使って用意してございますので、先般御質問の中にありますように、買収する地区と代替地を出す地区が違っておりますので、単価の方もそういう次第で違ってくるものと思っております。

それから三番の事業費の内容に移らせていただきます。

当初予算から約半分、五〇％の減額補正をいたしました。報告書にもございますように三つの事業が執行不可能と申しますか、次のような理由で補正したわけでございます。

まず一点としては、本町東部学供用地、これは現在の松林会館の敷地でございす。これにつきましては地主さんになるべく早く用地費をほしいということ、とりあえず公社で買って、年度内において市が買い戻すという方式をとろうとしたのですが、補助金交付決定がいつにならう十月ごろくるのか、たまたま昨年度は五月にきたということで、公社が買う必要がないということで、直接市が買ってあります関係で減額してあります。

それと熊川中央学供でございすが、これも同じく地主さんとの交渉が不調に終わったということで打ち切りまして、現在第二小学校そばにありすプール、その敷地を建設用地として計画でございす。もう一点の第八小学校の用地がやはり国有農地でございまして、その

土地の約九〇％が国有農地でございす。そのような関係でございまして、まず農地を買収しなければまずいということで、地主さんとの交渉、あるいは耕作者との交渉の中で、これも国有農地の代替申請手続とか、旧地主と耕作者の権利の割合、それらがこの年度内にまとまらなかったため、五十三年度の補正としては約半分を減額補正したわけであります。

○市民部長（生子国利君） 三点目の防災計画についてお答えを申し上げます。先ほど市長から御説明がありましたとおり、計画の中に粗漏な点が多々あったようでございます。担当として恐縮に存じます。

まず、一点の問題につきまして御答弁申し上げますと、備蓄食糧につきましては一万食を備蓄しておりますが、期限として三年を目途に年々大体三千食くらいを入れかえていく。入れかえの方法については、防災演習において一般市民に乾パンの試食をさせるという考え方で三千食を順次かえていくというふうに考えてあります。

それから危険物の問題でございすが、確かに数字的問題では、消防の方と私の方で調査した調整がまずくて数字が異なっております。

が、実質的には最終の百九十一カ所が正式の数字となっております。これはまことに申しわけないと思います。

それから、これらの大地震あるいはその際における対応という問題につきましては、現在危険物取扱法の改正が行われて、耐震用に変えろという指示が出ておりまして、五十五年までに全部を耐震用に変えろような態勢に変えさせていくという現状で、五十五年度を最終年度といったしましてそのような指導をしております。

なお、この災害時における各所属の——いわゆる取り扱っているところにつきましては、それ相応の指導もしておりますけれども、やはり、そういう際の措置は、危険物取扱責任者を置いてありますので、その人によつて指示をし、措置をする。

なお、消防署の対応としては、大量に入つてくる所、周辺の危険性が十分ある所については第一番目に措置をするというふうな対応を考えておるそうです。

いずれにしても

確かにこれだけの数がございますと非常に危険度

はあるわけです。しかし、これに対応していかなければならないわけで、消防署としても、また消防団としても、ある程度の薬品等の措置を考えておりますけれども、いずれにしても、災害時にはそのような対応をしていきたいと考えております。

次の、米軍の要請の問題でございますが、確かに目の前にある市が直接応援を求めることができないかという問題でございますが、これは広域的に発生した場合における措置としては、やはり調整関係がございます。都で受けまして、さらにそれを都との防災計画によりまして、これを米軍の方へ要請するわけですが、すでに四十九年に日米連絡協議会において首脳会議でそのような了解事項がとられております。したがって、東京都は取りまとめましてそれに対応していく、しかし局地的な問題となります。福生の場合、すでに消防等におきましては、消防署を通じまして、あるいは応援協定というものができておりますので、災害時において食糧その他の問題となるとまた別問題と思えますが、市内に局地的な災害があった場合、出勤は可能であるということ、これはまずいけるのではない

いかと考えております。

次の、給水問題でございしますが、確かに御指摘のとおり、この計画書の中に井戸水、その他について入っておりますが、私どもの飲料水対策用の井戸としての表示はしておりますけれど図面上は載せておりません。なお井戸についても御指摘のとおり、これからの震災時においては、井戸は絶対的に必要だということはいわれわれも痛切に感じます。したがって、今後、この点については地域防災という手引きを出して、各地域地域において組織をつくることが、一番の震災に対する防災の問題だと思っております。市は当然、インシアアイブをとりますが、やはり一時的には各地域が一時的な措置をしなければならぬ。それに対する井戸というものについても、よく地域防災の関係地域とか町会、そういうものと連携をとりました。むしろ市として井戸を指定していくというふうにして、それらに対する個人の対応というものを十分考えていきたいと考えております。

それから、次の住民の心得の問題でございしますが、確かに福生に地すべりの地点があるかどうか、なだれの問題、この二点が福生市に内容的に

はマッパしない点が確かにございます。ただ、崖というものにつきましては切り立った所が崖となります。山の問題が地すべりになると思っておりますが、たとえば五日市線の崖あたりについても、これを地すべりとするか崖くずれとするかの問題もあるかと思っております。

いずれにしても、福生市の防災計画でございますので、全般的に見てそれに対応できる崖が多いわけではございますので、それらを十分また研究いたしまして、その措置をいたしたいと思っております。

大雪に対するなだれという問題も福生市においてはまず起きないだろうということも考えられますので、そのような不備な点につきましては、これから防災会議の中にある研究会を開きまして、さらに修正をしていきたい。

最後に防災会議において井戸の問題が出たかどうかの問題でございしますが、これにつきまして私の方の説明といたしましては、五十四年度においては幸楽園下の崖から出ております清水を利用いたしました災害用の飲料水を確保するという説明を申し上げたのですが、この資料の中にはまだ登載しておりません。したがって、これらにつきましても、やはり会議の

中にわれわれが説明する点がなかったかと思いますが、以後修正は、この基本計画に基づきまして毎年度必要に応じて修正を行うとなっておりますので、市の計画にマッチしたような、その都度その都度の対応も変わってくると思いますので、そこで修正をしていきたい。今後十分注意いたしまして、修正すべきものは修正していく、またまずい点は直していきたいと考えております。

以上のような考え方によって防災計画の立案をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○建設部長(浅見裕康君) 市長から下水道関係につきまして、し尿との関連で、無料の考え方ということにつきましては基本的にはお答え申し上げてあるようでございますが、実態といたしまして現在の下水道事業、今後五十八年の完了をめじに実施をいたすということになりますと、当然、現在の基本計画では六十年という目標でございしますが、二年早くなることにより、さらに財政負担が多くなるということに相なろうと思っております。

そういった点で、当然下水道会計におきまして、基本的には独立採算

ということが一つの基調となってくるわけでございますが、そういうことを勘案いたしますと、当然、今後どうするかという問題につきましては、一般会計の負担が非常に大きくなるという点で、他の事業に波及することは明らかでございますが、そういった点につきまして、私どもも適確な財政計画をもちまして、今後の下水道事業の執行、運営に当たらなければいけないのではないかと考えているわけでございます。

そこで、御指摘のございました公平負担の原則、これは遂に申し上げますと今後の問題として普及率がどのくらい伸びるか、これは非常に先進市の状況を見ましてもなかなか思ったとおりには普及していかないという実情がございまして、し尿のくみ取り、こういったものは告示以後三カ年を経過したものに付きましては有料にするという考え方を持っており、当然、今後の下水道事業の取り組みの中において考えていかなければならない問題だと思います。

それで、市長より先般の副市長の質問にお答えしたときには、普及率の度合いを見てそういうことも考慮しなければいけないだろうと答弁申し上げ

ていうようでございますけれども、現実的にいま想定されます下水道の今後の問題点というものを前提に踏まえまして考えますと、当然、いまの時点で先ほど御指摘いただきましたように、対応をわれわれのサイドでも考えていく必要があるのではないかと考えているわけでございます。今後これらにつきましましては、福生市単独ということがなかなかいままでの行政の執行方法といたしましては、むずかしい面もございますので、関係市町、そういったものの協議会、あるいはわれわれが積極的にそういう問題について取り組むための協議等を重ねまして、できるだけ早期にこの対応策を示していきたいと考えております。その節はまた議会関係の皆さん方におかれましては、対応いたします関係につきましていろいろ御指導、御意見等を伺いたいと思っております。

以上、抽象的になりましたが、御答弁といたします。

○福祉部長（森田 猛君） 私の方から生活資金の関係につきまして御答弁申し上げます。

この生活資金の貸し付けにつきましては、昭和五十年から市が社会福祉協議会に業務委託という形で実施しておるわけでございます。これは市といたしまして一応生活資金業務委託契約書というものを結んでおるわけでございます。

その内容につきましては、条文は九条からなっております。第一に、これは年度ごとの契約であるということ、それから、この資金は、福生市社会福祉協議会生活資金貸付規定に基づき、貸付業務を取り扱うものとすると、それから生活資金の貸し付けに必要な資金が不足した場合は両方で協議するとか、それから社会福祉協議会が規定を改正しようとするときは、事前に市と協議しなければならないとか、また毎年度六月いっぱいまでに貸付状況報告並びに資金現在高調書を市長に提出するということ、骨子といたしまして、毎年委託契約を結んでおるものでございます。

したがって、社会福祉協議会といたしましても、一応社会福祉法人福生市社会福祉協議会生活資金貸付規定全文第十四条からなっておりますものを設けまして、低所得者、いわゆる低所得限度をどの程度とするかがいつも問題となるわけでございますが、この規定によりまして